

諮問事項

令和7年度神奈川地域森林計画の変更の詳細

地域森林計画の位置づけ

森林・林業基本計画

- ・長期的かつ総合的な政策の方向・目標

即して

全国森林計画(15年計画)

- ・国の森林関連政策の方向
- ・地域森林計画等の指針

森林整備保全事業計画

- ・森林整備事業、治山事業に関する5年間の事業計画

即して

地域森林計画(10年計画)

- ・都道府県の森林関連施策の方向
- ・伐採、造林、林道、保安林の整備の目標等
- ・市町村森林整備計画の指針

即して

国有林の地域別の森林計画(10年計画)

- ・国有林の森林整備及び保全の方向
- ・伐採、造林、林道の整備の目標等

調整

適合して

市町村森林整備計画(10年計画)

- ・市町村が講ずる森林関連施策の方向 等

適合して

森林経営計画(5年計画)

- ・森林所有者等が自ら経営する森林について自発的に作成する所有等具体的な森林経営の実施に関する5年間の計画

一般の森林所有者に対する措置

- ・伐採及び伐採後の造林の届出、変更・遵守命令
- ・無届伐採に対する伐採中止・造林命令 等

地域森林計画とは

(1) 地域森林計画とは

都道府県知事が全国森林計画に即して、森林計画区別に、民有林につき5年ごとに10年を1期としてたてる計画

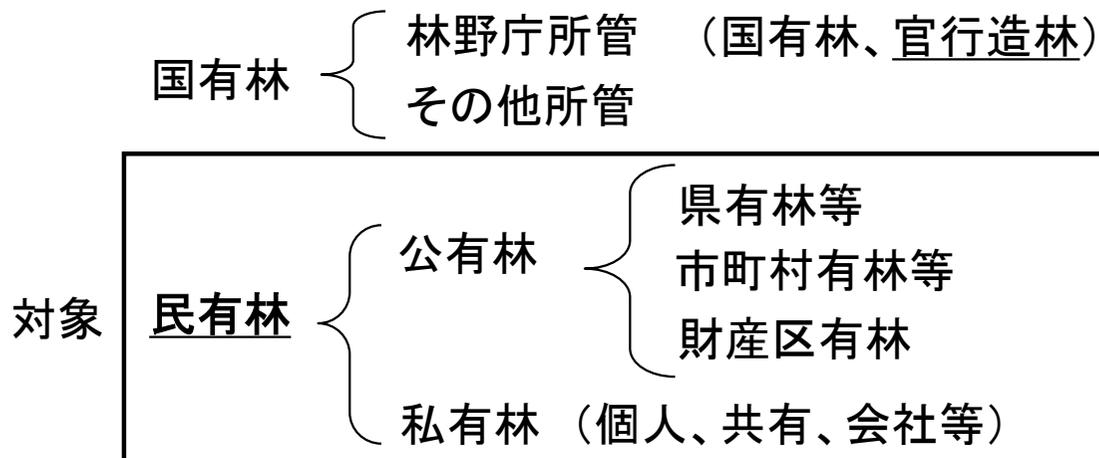
(2) 地域森林計画の中身

地域の森林資源の情報をもとに、伐採及び造林等の計画を定めている

(3) 地域森林計画の構成

- ・計画書
- ・森林計画図…地域森林計画の対象となる森林を規定
(・森林簿…計画策定時に林況等を取りまとめた帳簿)

(4) 対象となる森林



(5) 地域森林計画の変更

計画の内容に変更の必要が生じた場合に、必要な手続きを経て変更することができる

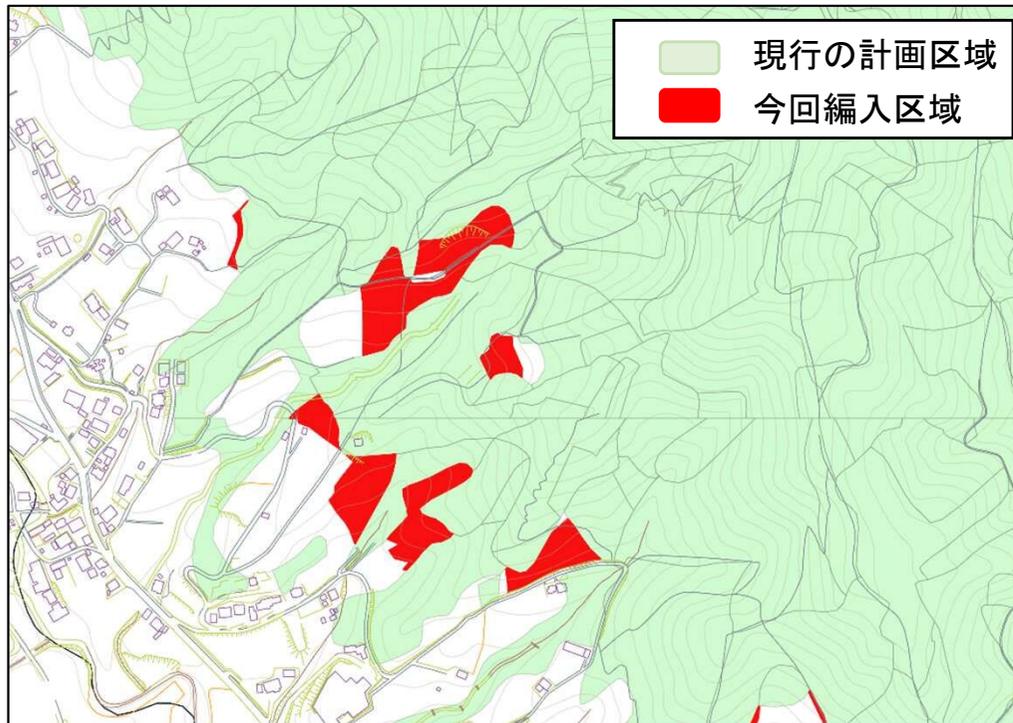
変更の内容（1）

計画の対象とする森林の区域の変更

県では、これまで、水源地域の私有林について、主に公的管理の手法により、荒廃した森林の整備を進めてきたが、現行の水源地策終了後は、民間が主体となった森林管理を目指すこととしている。

こうしたことから、林業事業者が森林経営計画を策定するなど、森林施業の集約化を図り、令和9年度以降の新たな水源地策における取組を円滑に進めるため、地域森林計画対象森林の精査を行い、計画対象とすることが適当な森林を編入する。

編入例(相模原市)



面積変更内訳

単位: ha

	変更前	変更後	(増減)
小田原市	4,192.92	4,193.27	0.35
相模原市	17,752.80	17,786.44	33.64
伊勢原市	2,054.31	2,055.19	0.88
南足柄市	4,721.42	4,725.46	4.04
松田町	2,853.58	2,853.87	0.29
山北町	13,947.74	13,981.79	34.05
変更箇所合計	45,522.77	45,596.02	73.25
変更箇所以外合計	33,573.35	33,573.35	0.00
対象私有林合計	79,096.12	79,169.37	73.25

※県全体の編入箇所は別添計画全体図のとおり

変更の内容（2）

「計画の対象とする森林の区域」の記載の変更

「第Ⅱ部 基本的な計画事項 1 計画の対象とする森林の区域」の記載について、引用している法令の条項数の変更に伴う記載の修正を行う。

変更前	変更後
オ 自然公園法(昭和32年法律第161号)第13条第1項または第60条第1項の規定により指定された特別地域内の森林	オ 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第1項または第73条第1項の規定により指定された特別地域内の森林

「森林の保健・文化・教育的利用に関する事項」の記載の変更

「第Ⅲ部 個別の計画事項 8(4)森林の保健・文化・教育的利用に関する事項」の「森林とのふれあい施設」のうち、ふれあいの森(伊勢原市日向)について、施設が廃止となったため記載を削除する。